

琵琶湖の異常渇水について

平成18年10月10日

近畿地方整備局

琵琶湖開発事業の利水計画

- 琵琶湖開発事業の利水計画では「利用低水位は－1.5m、新規に開発する水量は40m³/s」となった。

申し合わせ事項(昭和47年3月27日)

1. 開発水量は水利権量40m³/sとする。
2. 利用低水位は－1.5mとする。

琵琶湖への渇水対策容量

- 利用低水位－1.5mに達した時点が通常の利水ダムにおける、貯水量ゼロに相当する。

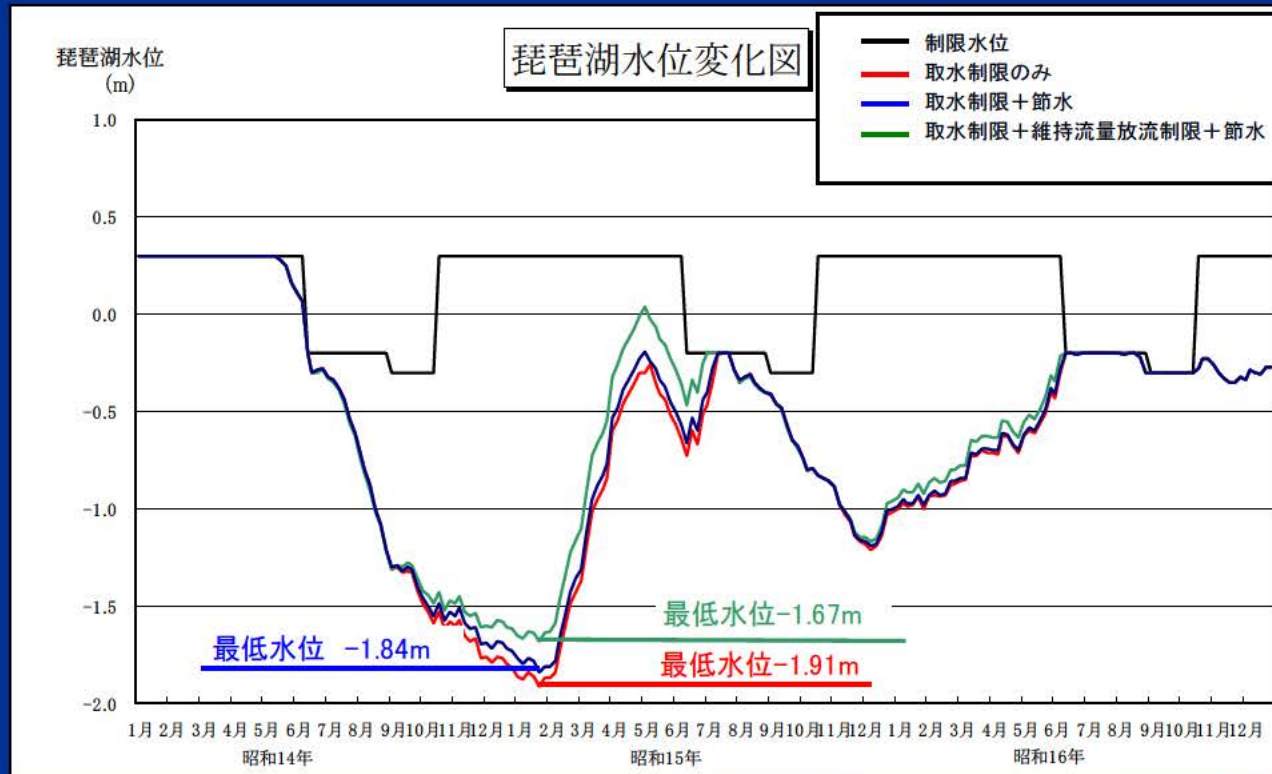


図12 既往最大渇水時での琵琶湖水位シミュレーション

琵琶湖総合開発の利用低水位と 非常渇水時の操作

- この水位以下は、琵琶湖に現実に水があるという事実をふまえ、 -1.5m に達した時点において、国土交通大臣の決定に基づき洗堰の操作を行う。

瀬田川洗堰操作規則 抜粋

(非常渇水時の操作)

第19条 琵琶湖の水位が利用低水位を下回る場合における洗堰の操作については、建設大臣が関係府県知事の意見を聴いて決定する。